

## 帯広市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表にかかる留意事項について (平成30年4月改定版)

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの単価や利用者負担については、サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担を設定します。

本市のサービスコード表は、本市の指定を受けた事業者が、帯広市の被保険者（本市を被保険者とする住所地特例適用被保険者を除く。）及び帯広市内の住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者にサービス提供した場合に使用するものになります。

みなし指定の有効期間満了に伴い、訪問介護サービスのみなし事業所用コードであるA1による請求は、平成30年3月サービス提供分をもって終了となります。

平成30年4月1日以降にサービス提供した請求に係るサービスコードは、A2となりますので注意してください。

### 1 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
訪問介護サービス	A1 A2	・新しい総合事業のみなし指定（平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者）を受けており、指定更新の手続きを行った事業者
	A2	・訪問介護サービスの新規指定を受けた事業者
てだすけサービス	A2	・てだすけサービスの新規指定を受けた事業者
通所介護サービス	A6	・新しい総合事業のみなし指定（平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受けていた事業者）を受けており、指定更新の手続きを行った事業者 ・通所介護サービスの新規指定を受けた事業者
ふれあいサービス	A7	・ふれあいサービスの新規指定を受けた事業者

### 2 請求を行う場合の留意点

ふれあいサービスで使用するA7については、給付率によって、サービス項目コードが異なります。同じサービス内容であっても、1割負担者と2割負担者のサービス項目コードが異なりますのでご注意ください。負担割合については、介護保険負担割合証による確認をお願いします。